

告示

埼玉県告示第五百五十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年四月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カワチ薬品幸手店 バースデイ幸手店

埼玉県幸手市大字上高野字菩薩前千四百番地外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）二千七百九十一平方メートル

（変更後）三千七百五十四平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数一九七台

（変更後）位置 図面省略 収容台数一八一台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 九〇台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 五五台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 面積 一二〇平方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 一八三平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 面積 七一立方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 四五立方メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前九時から午後十時

（変更後）カワチ薬品棟 午前九時から午後九時四十五分

バースデイ棟 午前十時から午後八時

来店者が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前八時四十五分から午後十時三十分

（変更後）午前八時三十分から午後十時

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）午前七時から午後九時

（変更後）午前六時から午後十時

八 変更年月日

平成二十四年十二月十三日

二 届出年月日

平成二十四年四月十二日

二 縦覧期間

平成二十四年四月二十四日から平成二十四年八月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年四月二十四日から平成二十四年八月二十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課